令和3年第4回上峰町議会定例会会議録

令和3年12月10日 (金曜日) 本会議5日

 会期
 8日間

 令和3年12月17日 (金曜日)
 休 会3日

令和3年12月10日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第1日)														
	1番 🖠	鈴木	;手	春	2番	大	Ш	徹	也	3番	原		直	弘
出席議員	4番	吉田	1	豊	5番	田	中	静	雄	6番	原	田		希
(10名)	7番	吉 富	Î	隆	8番	大	Ш	隆	城	9番	寺	﨑	太	彦
	10番 「	中山	五五	雄										
欠席議員 (0名)														
	町	£	<u> </u>	弐 廣	勇	平		副	町	長	財	津	勝	記
地方自治法	教育	ī £	E F	野 口	敏	雄		会計	管理	且者	橋	本	真	美
第121条の	総務	課長	£ 5	天動丸	栄	$\stackrel{-}{=}$		まち・ひと	:・しごと創	性室長	河	上	昌	弘
規定により	財政	課長	ŧ J	川原	俊	史		危機管	管理対策	策監	弥	永	正	_
説明のため	建設	課長	£ 7	事 島	真	幸			課長		日	髙	泰	明
会議に出席した者の職	住 民	課長	き 厚	詞	智有	百由			福祉部		江	島	朋	子
した者の職 氏名	税務	課長	<u> </u>	集 園	敦	志		教育委員	員会事務	局長	中	島		洋
1 人 泊	生涯学	習課長	/	\ \	成	弘		文(と 課	長	宗	雲	英	則
職務のため 出席した 事務局職員	議会事	務局長	<u> </u>	二 宮	哲	次		議会事	事務局	主事	松	田		望

議事日程 令和3年12月10日 午前9時30分開会 (開議)

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の行政報告

日程第4 議案一括上程 提案理由の大要説明

(議案第52号~議案第57号)

午前9時30分 開会

〇議長(中山五雄君)

皆さんおはようございます。本日は令和3年第4回上峰町議会定例会が招集されましたと ころ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和3 年第4回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

〇議長(中山五雄君)

日程第1.会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番寺崎太彦君、1番鈴木千春君を 指名いたします。

日程第2 会期の決定について

〇議長(中山五雄君)

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会会期は、本日より12月17日までの8日間としたいと思います。 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

〇議長(中山五雄君)

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いします。

〇町長 (武廣勇平君)

皆様、おはようございます。令和3年第4回上峰町議会定例会に御出席いただき、ありが とうございます。

それでは、早速各課順に行政報告をいたします。まず、総務課でございます。

総務課

人事につきましては、10月1日付けで1名の新規職員の採用を行いました。

防災関係では、11月5日に全国瞬時警報システム(Jアラート)の定期作動テスト(緊急 地震速報訓練)が実施され、正常な作動が確認されました。

表彰関係では、11月3日に上峰町民センターにおきまして、自治功労表彰式を挙行いたしました。今年度は、特別功労表彰3名、功労表彰6名、善行表彰5名が受賞されました。受賞された皆様の更なる御活躍をお祈り申し上げます。

交通安全関係では、9月22日に「秋の交通安全街頭キャンペーン」を庁舎東側県道で行い、 チラシを配布してドライバーの皆さんに安全運転を呼びかけました。

消防関係では、11月9日から15日までの秋の全国火災予防運動にあわせ、消防団各部において、町内全域で火災予防に向けた広報活動を実施しました。また、消防団第3部格納庫新築工事につきましては、棟上げが終わり計画どおりに進んでいます。

まち・ひと・しごと創生室

1. 広報企画係

DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進について、国の指針に基づき自治体システムの標準化・共通化の準備を進めています。

昨年実施した国勢調査の速報値が公表され、本町の人口は9,295人、世帯数は3,569世帯であり、県内自治体で人口が減少傾向にある中、本町は人口が微増となっており、増加率は鳥栖市、みやき町に続いて3位となっています。

2. まち・ひと・しごと創生係

ふるさと納税については、9月17日付けでふるさと納税の対象となる地方団体の指定を受け、昨年同様の指定期間を得ています。4月から10月末までの実績は、申し込みベースで約9万8千件、金額では約1,519,000千円でした。

定住促進の取り組みでは、11月1日に住宅金融支援機構と協定を締結し、一定条件を満た した場合、上峰町に住宅を取得する際にフラット35の金利引き下げが可能となったことに加 え、10月から空き家バンクを開設しました。定住促進をさらに進めていきたいと思います。

ブランディングの取り組みについては、昨年度制作した短編アニメが地域資源の掘り起こし・顕在化につながる取組みとして、9月19日に京都市で行われた「京都アニものづくり AWARD」の地方創生部門で銅賞を受けるなど、各方面で評価をいただいております。12月から鎮西八郎為朝をモチーフとした上峰町PRアニメを公開していますが、前回の短編アニメ

の世界観を踏襲したものとなっており、上峰町の知名度を高めるべく戦略的なPRを図っていきます。

財 政 課

予算編成関係では、新型コロナワクチンの第3回目となるワクチン接種に関する経費について一般会計補正予算第6号を10月26日の臨時議会に提出しました。また、子育て世帯への給付金に関する経費などについて一般会計補正予算第7号を11月30日の臨時議会に提出しました。

加えて、12月補正予算の原課要求期限を10月29日に設定し、11月10日までに予算査定を実施し、予算案として取り纏めて、今回の定例議会に一般会計補正予算第8号として提案しております。

令和4年度当初予算については11月上旬に新年度予算編成要領を提示し、年内を目途に各 課に予算要求書の提出を求めています。

施設管理関連では庁舎周辺に鳥の糞害が発生しているため、防鳥対策工事を発注しました。 また、下津毛地区及び上米多地区の住宅開発の緑地に遊具を設置し、子供が遊べる環境を整備しました。

住 民 課

1. 住民記録係

10月末現在の人口は9,718人、昨年の同時期と比較しますと79人の増、世帯数は3,807世帯で70世帯の増となっています。

マイナンバー制度関連としましては、10月末時点における地方公共団体情報システム機構より町に到着しているマイナンバーカード数は3,970件、交付数は3,808件、保管数は134件です。町のカード交付率は39.2%となっています。マイナンバーカードを利用したサービスである「各種証明コンビニ交付サービス」につきましては、利用状況が増加傾向にあり、今後もマイナンバーカードの普及やコンビニ交付サービスの広報に努めます。

2. 子育て支援係

町内外の教育・保育施設へ入園している子どもの人数は、10月末現在で、ひかりこども園1号18名、2・3号64名、認定こども園かみみね幼稚園1号97名、2・3号69名、ひよ子こども園かみみね1号13名、2・3号99名、町外施設1号26名、2・3号18名、合計404名です。

11月1日より新年度の特定教育保育施設の支給認定・施設等利用給付申請及び入所申請受付を開始しており、随時、受付を行っています。

冬休み期間中の留守家庭児童健全育成事業の申込受付を行い、受入れの準備を行っています。

保育士等人材確保促進事業では、10月末現在で助成対象者8名から申請がありました。今

後も人材確保及び離職防止のため、事業の広報に努めます。

3. 環境係

不法投棄の防止につきましては、9月14日から10月13日までの1か月間、全国一斉に実施された不法投棄防止強化月間に合わせて、地区掲示板にポスターを掲示しました。安全で快適な生活環境を守るため、職員によるパトロールを強化し不法投棄防止に努めています。

水質検査につきましては、11月に河川水(18箇所)、地下水(5箇所)、工場排水(6箇所)を実施し、水質の監視をしています。また、井戸水の水質検査を希望される方を対象に、検査受付を行いました。検査結果につきましては、検査機関から直接郵送にてお知らせしています。

狂犬病予防につきましては、注射済票を発行していない方137件に注射を促す再通知を発送しました。

空家等対策につきましては、平成29年度空家実態調査以降、調査及び情報等の収集により 空家等の把握に努めています。今年度につきましても8月に調査を行い、確認できました66 件の空家の所有者に対し適切な管理を促進します。

また、9月8日に第1回空家対策推進協議会を開催し、空家等の除却事業及び利活用等について議論していただきました。

健康福祉課

1. 健康增進係

国保特定健診は10月末現在、359名の方が受診されております。未受診者に対しては勧奨を行い、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら受診率向上に努めてまいります。

母子保健事業では、生後4か月までの乳児に対する全戸訪問を行っており、10月までに52 名の乳児に実施しました。今後も継続して行うことにより、親子の心身の状況や養育環境等 の把握や助言を行い、子育ての孤立化を防いでいくことに努めてまいります。

10月から子どものインフルエンザ予防接種の費用助成事業を開始し、インフルエンザの重 篤化及び集団生活でのまん延防止に努めております。新型コロナウイルスワクチン接種は12 歳以上を対象に接種を進めており、10月末現在で、1回目の接種者は7,032人で対象者の 82.26%、2回目接種者は6,768人で対象者の79.18%となっております。引続き広報誌等で 周知を行いながら希望者へのワクチン接種を進めてまいります。

2. 保険年金係

令和3年4月から10月末までにおける国民健康保険被保険者数の増減につきましては、転入・社会保険離脱者等の理由による229名の増、転出・社会保険加入等の理由による240名の減となり、10月末現在で1,038世帯1,670名(前年度同期1,045世帯 1,690名)となっております。なお、10月末現在で、短期被保険者証交付件数は31世帯58名(前年度同期36世帯72名)となっております。

後期高齢者医療被保険者数は令和3年9月末現在で1,177名(前年度同期1,184名)となっております。健診関係では、受診案内を996名の方に送付しました。また、令和3年4月から令和4年3月まで「歯(し)あわせ健診」を実施しており、健診対象者の76歳になられた方70名に「歯(し)あわせ健診」の受診勧奨を行いました。

3. 福祉介護係

社会福祉関係では、令和3年4月から10月末までにおける生活保護相談件数が6世帯(6名)あり、そのうち4世帯(4名)が認定されております。令和2年度末での生活保護世帯は40世帯(50名)でしたが、令和3年10月末現在で39世帯(49名)となっております。

高齢者福祉におきましては、9月に開催しておりました上峰町敬老会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止といたしました。例年式典にてお祝いをしている、内閣総理大臣による百歳祝(4名)、町最高齢(101歳)の方及び町金婚祝(16組)の方々に、上峰町役場及び特別養護老人ホーム「野菊の里」にて、賞状とお祝いの品を贈呈しました。

運転免許証を返納された方を支援するため、町内を運行しているコミュニティバス(乗合タクシー、巡回バス)に1年間無料で乗車することができる「フリーパスポート」を発行しております。令和3年10月末現在で58名が申請されております。また、毎年9月の1か月間を高齢者の方に敬意を表し、65歳以上の方の乗合タクシー及び巡回バスの運賃を無料としております。令和3年9月は1,189名の方にご利用いただきました。また、新型コロナウイルスワクチン接種会場までの送迎を無料で行い、令和3年10月末までに乗合タクシーは565名、巡回バスは3名の方にご利用いただきました。

長寿祝い金の給付事業におきましては、白寿(満99歳)祝として35千円を1名の方へ、米寿(満88歳)祝として25千円を50名の方々へ、喜寿(77歳)祝として15千円を84名の方々へ、古希(満70歳)祝として8千円を151名の方々へそれぞれ給付いたしました。

税務課

1. 課税係

令和3年度一般町税現年度分の10月末現在の調定状況につきまして報告します。

全体の調定額は1,241,860千円で、対前年同期比16,010千円(1.27%)の減となっております。

主な税目では、個人住民税が417,290千円で、対前年同期比1,000千円の減、交付金を含む 固定資産税が696,630千円で30,470千円の減、軽自動車税が34,980千円で900千円の増、法人 住民税が56,940千円で12,190千円の増、たばこ税が35,980千円で2,370千円の増といった状 況です。

2. 収納係

10月末現在の町税の収納状況につきまして報告します。収納率は、一般町税全体の現年度 分が73.2%、前年同期との比較で2.8%の増、滞納繰越分が23.1%で5.6%の増、国民健康保 険税は現年度分が48.7%で0.8%の増、同じく滞納繰越分が8.5%で3.9%の減といった状況です。

建設課

1. 建設係

防衛省の補助事業として、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業では、西峰東西3号線の舗装工事、防衛施設周辺道路改修等事業では、下津毛三田川線交差点改良の測量及び用地調査業務の発注を行いました。

次に町道関係ですが、舗装補修や側溝改良工事の発注を行い、その他の工事についても、 随時発注手続きを進めているところです。

また、河川の維持管理として、鳥越川及び大谷川の浚渫工事を行いました。

2. 管理係

町営住宅関係では、樫寺住宅の火災警報器更新業務を発注するなど維持管理業務に努めています。

また、住宅行政の充実を図るため10月に6名の方へ上峰町営住宅運営委員の委嘱を行いました。

農業集落排水事業関係では、機能強化対策事業として、切通処理場の機器等更新工事の発 注を行いました。

産業課

電子地域通過ミネカ事業を11月1日から開始しました。新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策として、昨年に引き続き5千円分のポイントを支給するもので、使用期限は来年の2月28日までとしています。今後もミネカを使用できる店舗の拡大を図っていきます。

まちづくり実行委員会が主催しています、上峰町フェスティバルを12月5日に開催しました。例年の「かみちゃりグランプリ」からイベントをリニューアルし、今回は第1回カミフェスとして、合同会社つばきまちづくりプロジェクトとの共催により企画・立案したものです。当日は取り壊される旧イオン上峰店屋上からの景色を眺めながら、各種イベントを町民の皆様に楽しんでいただきました。

8月の豪雨被害に対する支援として、営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業及び農業用機械等被災者支援事業とした県補助事業を活用して取り組むべく、準備を進めております。 これには、来年の水稲や大豆の作付けを助成する内容も含まれ、今後の農業を維持するため、営農意欲が維持向上するよう支援して参ります。

教 育 課

8月の臨時議会で予算議決いただきました中学校給食配膳室の空調設備工事を直ちに施工 し、給食の品質保全及び配膳環境の悪化を防ぐことができました。

小島よしきさんが作詞・作曲された町のイメージソング「このまちで」を、吹奏楽部用に

編曲し、10月29日の中学校文化発表会及び11月3日の町民文化祭で中学校吹奏楽部が演奏を 披露しました。すばらしい曲に仕上がっており、今後色々な場面で披露していく予定です。

今年度中学校全学年に拡大しました県内公立中学校で初のマンツーマンによる「オンライン英会話授業」を、11月4日にメディア公開しました。これにより小学校3年から中学校3年までの連続した学習となり、成果が期待されます。

小学校5年生を対象にした「稲作体験学習」では、地元生産組合をはじめ地域の皆様のご協力をいただきながら11月17日に無事収穫を行いました。今年度も新型コロナウイルス感染症防止のため「もちつき大会」は実施せず、代わりに稲作体験学習の発表会を行う予定です。小学校プール漏水について10月26日から掘削調査を行い、漏水が判明した箇所は、補修を施して改善しました。

学級閉鎖や臨時休校も対応できる「オンライン授業の日」を10月6日に小学校、11月15日に中学校で実施しました。今後も、効果的な授業の在り方や児童生徒のパソコン操作技術の維持・向上のため学期に1回を目処に小・中学校で行っていきます。また、今年度から始めている「通常授業のライブ配信」については、不登校や感染症自宅待機の児童生徒に対する学習機会の保障のために、内容を充実させていきます。

「みまもりカメラ画像活用に関する締結式」を10月29日に全国安全環境ネットワーク協会 と行い、その後、小中学校敷地内に「みまもりカメラ」を設置し、児童・生徒の安全確保に 努めています。

生涯学習課

1. 生涯学習係

第50回佐賀県人権・同和教育研究大会が10月19日、オンラインにて開催されました。「人権の学びをつなぎ、誰もが安心できる未来を紡ごう!~新たな研究大会の創造を、教育と歴史のまち、神埼・吉野ヶ里・上峰の地から~」を大会主題とし、本町は、分科会において町内巡回バスやデマンドタクシー、教育・子育て支援、障がい者支援や社会福祉協議会との連携等、人と人を「つなぐ」事業の取組を発表しました。

第35回町民文化祭が10月31日から11月3日までの4日間、町文化協会の主催で開催されました。今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を周知徹底した上で、演芸発表においてビデオ出演やライブ配信を含め31演目、延べ450名の皆様が日頃のサークル活動の成果を発表し、盛況のうちに終えることができました。また、作品展示については、水墨画、写真、絵画、生け花、書道など約860点の作品を町内外の方から出展いただきました。

青少年育成大会を11月12日、上峰中学校において行いました。新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、参加者を中学1、2年生に限定し、佐賀県内を中心に活動している「アルモニア管弦楽団」による心を育む文化芸術鑑賞事業を企画しました。

公民館講座については、町民センターにおいて、女性セミナーを9月30日「体に優しい

ハーブ除菌スプレーづくり」、10月28日「大人のパステルアート」、ふれ愛・粋いきセミナーとして、10月14日「わかりやすい相続・遺言の話」を開催しました。

2. 生涯スポーツ係

10月10日開催を計画しておりました令和3年度町民体力つくりスポーツ大会は、選手登録など主体的に携わっていただく分館長会をはじめ、大会運営関係団体の意見を参考にして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止いたしました。

第74回県民スポーツ大会が10月16日、17日、唐津市と伊万里市を中心に開催予定でしたが、 大会2か月前において、新型コロナウイルス感染症の急拡大、豪雨による甚大な被害が発生 している地域がある状況を考慮し、中止が決定されました。

文 化 課

文化財関係では、例年、国庫補助事業の適用を受けて実施している町内遺跡埋蔵文化財確認調査事業について、9月議会以後、13件の開発行為の届け出等があり、うち5件について埋蔵文化財確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

図書館関係では、12月6日から12月10日までの期間に図書館システムの更新作業を行って おります。返却日のお知らせや子どもが来館した際に図書館に来たことを保護者に通知でき る機能など、業務運用の効率化だけではなく、防犯にもつながる機能を追加しております。

図書館主催のイベントとしては、11月27日に「ナチュラルリース作り教室」、12月4日に「親子でワークショップ クリスマスツリーボード作り」、「お楽しみクリスマスおはなし会」を参加人数制限や換気・消毒などの感染症拡大防止対策を講じながら開催しました。クリスマスを迎えるに当たり、素敵なリースやボードを作ることができたと好評でした。

また、現在、除籍図書約1,600冊の「図書のリサイクル」を実施中です。小・中学校、こども園などへ優先配布後、10月23日から図書館利用者へ配布しております。

以上でございます。

〇議長(中山五雄君)

これで町長の行政報告は終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の大要説明

〇議長(中山五雄君)

日程第4. 議案一括上程、提案理由の大要説明。

議案一括上程、提案理由の大要説明を求めます。

〇町長 (武廣勇平君)

議案の提案をさせていただきます。

議案第52号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が公布され、上峰町税条例の一部を改正することが必要となったことに伴い、本条例を改正するものです。

令和4年1月1日以降の個人住民税の非課税の範囲等の見直しや医療費控除の特例期間の 延長の内容となっております。

令和3年12月10日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第53号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

産科医療補償制度の見直しに伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げる内容の改正を行うものです。

令和3年12月10日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第54号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

人事院規則の改正に伴い、不妊治療等に係る特別休暇の内容の改正を行うものです。

令和3年12月10日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第55号

令和3年度上峰町一般会計補正予算(第8号)

令和3年度上峰町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145,390千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,811,855千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和3年12月10日 提 出 上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第56号

令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

令和3年度上峰町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104,850千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,098,269千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

> 令和3年12月10日 提 出 上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第57号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について。

佐賀県市町総合事務組合の構成団体に多久小城医療組合の追加、また、退職手当支給に関する事務の共同処理への神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合の参加に係る規約の変更等について構成市町の議会の議決を求めるものです。

令和3年12月10日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上6議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〇議長(中山五雄君)

ただいま町長より6議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。

〇税務課長 (森園敦志君)

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第52号 上峰町税条例の一部を改正する 条例の補足説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が今年の3月31日に公布されたことに伴いまして、税条例の一部を改正する必要が生じましたので、同日に4月1日施行分につきまして専決処分を行い、6月に開会されました上峰町議会第2回定例会にて御承認をいただきました。

今回の条例案につきましては、来年以降の施行分につきまして御審議をお願いするもので ございます。

お手元の新旧対照表に基づきながら御説明をさせていただきたいと思いますので、御用意 のほうをお願いいたします。

新旧対照表につきましては、左の欄が改正後、右の欄が改正前の現行となっております。 それでは、1ページをお願いいたします。

第24条、個人の町民税の非課税の範囲のところになりますが、昨年度の税制改正の際の住 民税の扶養控除の対象となる国外居住親族の取扱いの見直しに伴うものでございますけれど も、今回の改正によりまして均等割の非課税限度額の算定に用いる扶養親族につきまして、 この扶養親族の範囲を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定しまして扶養控除の取 扱いを同様としたものでございます。

次に、このページの中段をお願いいたします。

第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書のところになりますけれども、これにつきましても先ほどの内容と同様で、昨年度の税制改正の際の住民税の扶養控除の対象となる国外居住親族の取扱いの見直しに伴うものでございまして、この申告書に記載する扶養親族を年齢16歳未満の者に限定したものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

2ページ、中段のところになります。

附則第5条、個人の町民割の所得割の非課税の範囲等のところになりますけれども、これにつきましても同様に住民税の扶養控除の対象となる国外居住親族の取扱いの見直しに伴うものでございまして、今回の改正によりまして所得割の非課税限度額の算定に用いる扶養親族につきまして、その扶養親族の範囲を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定しまして扶養控除の取扱いと同様にしたものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例のところでございますが、令和4年度までとなっておりましたセルフメディケーション税制の適用期限を令和9年度までに延長したものでございます。

なお、施行期日につきましては、1ページの第24条、第36条の3の3、2ページの附則第5条の部分につきましては令和6年の1月1日、3ページの附則第6条の部分につきましては令和4年の4月1日としております。

以上で議案第52号 上峰町税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。 よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(中山五雄君)

ほかに補足説明はありませんか。

〇健康福祉課長 (江島朋子君)

皆様おはようございます。私のほうから、議案第53号及び議案第56号の補足説明をさせて いただきます。

お手元に議案第53号を御用意ください。

議案第53号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例になりますが、令和3年8月4日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されました。改正内容としまして、令和4年1月1日から産科医療補償制度が見直されること等を踏まえ、出産育児一時金等の支給額の内訳を見直すものでございます。

社会保障審議会(医療保険部会)において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児 一時金の支給総額について420千円を維持すべきとされております。当該改正に伴いまして、 上峰町国民健康保険条例についても所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げますので、新旧対照表1ページを御覧ください。

右側が現行、左の欄が改正後でございます。

右側、現行の第7条第1項中「40万4千円」を、左側、改正後「40万8千円」に改正する 内容です。

この条例の施行日は、令和4年1月1日からとしております。

続きまして、資料といたしまして議案第53号に添付したもので、上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例に伴いましたところで規則を改正する必要がございますので、その資料を併せて添付させていただいております。

上峰町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則になります。

条例の一部改正で触れました産科医療補償制度が見直された掛金の引下げの内容が当該規 則の改正部分になります。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げますので、新旧対照表1ページを御覧ください。

右側が現行、左の欄が改正後でございます。

右側、現行の第2条中「1万6千円」を、左側、改正後「1万2千円」に改正する内容です。

産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合、改正前は支給額404千円、加算額16千円、総支給額420千円でございます。改正後は支給額408千円、加算額12千円、総支給額420千円となります。支給総額については変更ありません。

以上、議案第53号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第56号 令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算書(第3号) を御説明いたしますので、お手元に御準備ください。

予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入のほうからでございます。

款、補正額、計の順に順次読み上げて説明いたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款の4. 国庫支出金、補正額60千円、計60千円。

款の5. 県支出金、補正額102,317千円、計781,859千円。

款の7. 繰入金、補正額47千円、計63,964千円。

款の9. 諸収入、補正額2,426千円、計3,585千円。

歳入合計、補正額104,850千円、計1,098,269千円となります。

3ページを御覧ください。

歳出でございます。

款の1.総務費、補正額0円、計5,837千円。

款の2. 保険給付費、補正額102,317千円、計758,172千円。

款の9. 諸支出金、補正額103千円、計15,265千円。

款の10. 予備費、補正額2,430千円、計58,929千円。

歳出合計、補正額104,850千円、計1,098,269千円です。

次に、補正予算に関する説明書により主な内容について説明をいたします。

説明書の3ページを御覧ください。

歳入ですが、款の4. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の1. 災害臨時特例補助金、 節の1. 災害臨時特例補助金、説明欄の災害臨時特例補助金60千円ですが、東日本大震災対 象者の保険税と一部負担金減免分の補助となっております。

下段の款の5. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 保険給付費等交付金、節の1. 普通交付金102,317千円ですが、この後、歳出で御説明をいたします保険給付についての全額が交付されるもので、歳出の実績見込みによる計上となっております。

下段になります。

款の9. 諸収入、項の3. 雑入、目の1. 一般被保険者第三者納付金、節の1. 一般被保険者第三者納付金1,542千円は、交通事故等第三者の不法行為によって生じた保険給付について保険者が立て替えた医療給付費等を加害者に対して損害賠償請求したもので、実績見込みによる計上でございます。

4ページになります。

同項、目の3.一般被保険者返納金、節の1.一般被保険者返納金310千円ですが、職場の健康保険に加入をしたり、町外に転出したこと等の理由により上峰町国民健康保険の資格を失った後に上峰町国民健康保険証を使用して医療機関で受診された場合の返納金で、実績見込みによる計上でございます。

5ページを御覧ください。

歳出になります。

款の1.総務費、項の1.総務管理費、目の1.一般管理費ですが、補正額は0円ですが、 歳入の款の7.繰入金で受け入れました社会保障・税番号制度システム整備費繰入金47千円 を一般財源より特定財源へ充当したための財源変更の内容でございます。

中段を御覧ください。

款の2.保険給付費、項の1.療養諸費、目の1.一般被保険者療養給付費、節の18.負

担金、補助及び交付金74,215千円ですが、心疾患等の疾病や入院費等が上昇傾向にあり実績見込みによる計上となっております。

下段の同款、項の2. 高額療養費、目の1. 一般被保険者高額療養費、節の18. 負担金、補助及び交付金28,102千円も、同様に心疾患等の疾病や入院費等が上昇傾向にあり、実績見込みによる計上となっております。

6ページを御覧ください。

下段の款の10. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費ですが、2,430千円を増額し、不測の事態に備え予備費にて計上させていただき運営に当たりたいと考えております。

以上、議案第53号及び議案第56号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(中山五雄君)

ほかに補足説明ありませんか。

〇総務課長 (矢動丸栄二君)

皆様おはようございます。私からは、議案第54号、議案第57号につきまして補足説明を行います。

初めに、議案第54号をお手元に議案の準備をお願いいたします。

上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

人事院規則の改正に伴い、上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年上峰町条例第2号)の一部を改正するもので、第23条の特別休暇に新たに11号を加えるものでございます。

11号の内容としましては、職員が不妊治療または不育症に対する治療に係る通院等のため 勤務しないことが相当であると認められる場合は、1の年において5日(頻繁な通院を必要 とする治療として規則で定めるものを受ける場合にあっては、10日)を超えない範囲内でそ の都度必要と認められる期間となっております。

施行日は、令和4年1月1日からとなっております。

続きまして、議案第57号の説明をいたします。

お手元に議案の準備をお願いいたします。

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について御説明いたします。

新旧対照表にて御説明いたします。

1ページになりますけれども、佐賀県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約になります。

別表第1 (第2条関係)、組合を組織する地方公共団体に新たに多久小城医療組合を加入

させるための規約変更となっております。

続きまして、新旧対照表2ページを御覧ください。

別表第2(第3条関係)、組合の共同処理する事務と組合市町の第1号、退職手当の支給 に関する事務の共同処理に神埼・吉野ヶ里町葬祭組合を加入させるための規約変更となって おります。

新旧対照表3ページを御覧ください。

別表第2(第3条関係)、組合の共同処理する事務と組合市町の第7号、議会の議員その 他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務 の共同処理に参加させるための規約変更となっております。

この規約の施行につきましては、組合を組織する地方公共団体の議会の議決後、佐賀県知事の許可のあった日からとなります。

以上、議案第54号、議案第57号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いします。

〇議長(中山五雄君)

ほかに補足説明はございませんか。

〇財政課長 (川原俊史君)

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第55号 令和3年度上峰町一般会計補正 予算(第8号)につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページ。

第1表 歲入歲出予算補正。

歳入でございます。

左のほうから款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の11. 分担金及び負担金、補正額561千円、計9,405千円。

款の12. 使用料及び手数料、補正額マイナス5千円、計73,579千円。

款の13. 国庫支出金、補正額44,039千円、計1,023,830千円。

款の15. 県支出金、補正額25,087千円、計359,242千円。

款の18. 繰入金、補正額74,586千円、計5,000,278千円。

款の20. 諸収入、補正額1,122千円、計137,007千円。

歳入合計、補正額145,390千円、計13,811,855千円。

次に、歳出でございます。

3ページを御覧ください。

款の2. 総務費、補正額39,670千円、計9,063,709千円。

款の3. 民生費、補正額64,846千円、計1,581,808千円。

款の4. 衛生費、補正額9,961千円、計771,101千円。

款の6. 農林水産業費、補正額2,237千円、計410,997千円。

款の8. 土木費、補正額932千円、計462,494千円。

款の10. 教育費、補正額8,349千円、計619,614千円。

款の11. 災害復旧費、補正額20,115千円、計20,173千円。

款の12. 公債費、補正額マイナス720千円、計403,112千円。

歳出合計、補正額145,390千円、計13,811,855千円。

5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

款の2.総務費、項の1.総務管理費、事業名、庁舎1階空調設備更新事業30,000千円でございます。

庁舎1階の空調設備が老朽化し、室外機より冷媒ガスが漏れていることで、庁舎1階執務室の空調が機能していない状況となっております。そのため、庁舎1階の執務室及び廊下の空調設備の更新を行うものです。工事期間が4か月以上必要なため、今年度から来年度にかけて工事を実施することとなったため、繰越予算として設定するものでございます。

では、主な補正内容について御説明いたします。

補正予算に関する説明書3ページをお願いいたします。

款の13. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 民生費国庫負担金、節の4. 施設型給付費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費負担金11,500千円は、年間の給付額の不足が見込まれることから給付費の国庫負担金50%を計上するもので、県費負担分と合わせて歳出予算の増額補正分の財源となるものです。

詳細は歳出の項で改めて御説明いたします。

同款、同項、同目の節の9.障害者福祉費負担金、障害者福祉費負担金18,577千円は、年間の障害者サービス事業費の不足が見込まれることから給付費の国庫負担分50%を計上するもので、県費負担分と合わせて歳出の増額補正分の財源となるものです。

こちらも詳細については歳出の項で改めて御説明いたします。

1ページめくっていただきまして、4ページ、最上段の同款、同項、目の3.公共土木施設等災害復旧費国庫負担金、節の1.公共土木施設等災害復旧費国庫負担金7,906千円は、今年の大雨で発生した河川や公園の災害箇所の復旧工事費の事業費の約3分の2の国庫負担分を計上するものです。

同ページ、最下段、款の15. 県支出金、項の1. 県負担金、目の1. 民生費負担金、節の2. 施設型給付費県費負担金、施設型給付費県費負担金5,750千円は、前述の国庫支出金、子どものための教育・保育給付費負担金11,500千円に付随する県費負担金で給付費の25%を計上するものです。

5ページ、上から3行目、同款、同項、同目の節の7. 障害者福祉費負担金9,288千円は、 前述の国庫支出金障害者福祉費負担金18,577千円に付随する県費負担金で給付費の25%を計 上するものです。

同ページ下段、同款、項の2. 県補助金、目の2. 民生費補助金、節の4. 児童福祉費補助金の保育補助者雇上強化事業補助金3,780千円は、認定こども園が保育士の業務負担を減らすために保育士資格を持たない職員を雇用した場合の人件費等を対象とする補助金で事業費の8分の7を予算計上するものです。

そのすぐ下、同款、同項、目の4.農林水産業費補助金、節の1.農業費補助金の営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業費補助金1,298千円は、被災した作物の種子代等を補助するものです。

事業内容は歳出の項で改めて御説明いたします。

1ページめくっていただきまして、款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金14,686千円は、今回の補正の財源不足を補塡するために繰り入れるもので、今回の補正で予算上の基金残高は約527,000千円となっております。

同款、同項、目の4.公共施設整備基金繰入金、節の1.公共施設整備基金繰入金30,000 千円は、庁舎1階空調設備更新工事の財源として基金繰入れを行います。

今回の補正で予算上の基金残高は約293,000千円となっております。

同款、同項、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節の1. ふるさと寄附金基金繰入金29,900 千円は、主に災害復旧の町負担分や障害者子育ての分野に関するサービスの町費負担分の財源として基金繰入れを行うものです。

それでは、歳出の予算に移ります。

7ページをお願いいたします。

7ページの中段、款の2.総務費、項の1.総務管理費、目の3.財産管理費、節の14. 工事請負費、庁舎1階空調設備更新工事30,000千円は、繰越明許費でも触れましたが、庁舎 1階の執務室の空調が機能していない状況となっておりますので、今回、庁舎1階の空調の 更新工事を実施するものです。

繰越明許費を設定しなければならないほど工事期間が長くなっている理由としましては、 庁舎1階の平日は来客対応など業務を行う必要があり工事施行が行えないため、平日の夜間 及び土日の工事施行となるためでございます。この空調設備更新工事に伴いまして、今年度 の冬は1階の空調が使用できないため、ヒーターを借りて防寒対策を行う予定です。その関 連予算の燃料費、ヒーターリース等につきましても今回の補正予算に計上しております。

1ページめくっていただきまして、9ページ、最下段、款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の2. 障害者福祉費、節の19. 扶助費、介護・訓練等給付費36,654千円は、障害者

サービスの対象者及びサービス需要が増えたことにより事業費が増加しております。今回、年間経費を約300,605千円と見込み、現計予算との差額を計上しております。負担割合は国50%、県25%、町25%となっております。

1ページめくっていただきまして、10ページ、中段、款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の1. 児童福祉費総務費、節の18. 負担金、補助及び交付金の保育補助者雇上強化事業補助金4,320千円は、コロナ禍において保育士の業務が増え過負担となっているため、保育士資格を目指す無資格者を雇用することで保育士の負担軽減と新たな保育士確保を目指すものです。歳入でも触れましたが、県の負担が事業費の8分の7、町の負担が8分の1で事業を実施します。

その2行下、同款、同項、同目の節の19. 扶助費、特定教育・保育施設型給付費23,000千円は、町内の子供たちが認定こども園や保育所等を利用するに係る経費になりますが、年間経費を383,430千円と見込み、現計予算との差額を計上しております。負担割合はおおむね国50%、県25%、町25%となっております。

11ページ、中段、款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の3. 母子衛生費、節の24. 積立金、子どもの医療費助成基金積立金4,808千円は、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整 交付金を活用して積立てを行っておりますが、今回、ほかの充当事業において入札残が発生しましたので、その分を子どもの医療費助成基金に積立てを行うものです。

その1行下、同款、同項、目の4. 健康増進事業費、節の18. 負担金、補助及び交付金、 後期高齢者医療広域連合療養給付費前年度精算負担金6,981千円は、令和2年度の療養給付 費負担金の確定額に対し、町が後期高齢者医療広域連合へ支払った負担金の精算分となりま す。

1ページめくっていただきまして、款の6.農林水産業費、項の1.農業費、目の3.農業振興費、節の18.負担金、補助及び交付金、営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業費補助金1,687千円は、歳入でも触れましたが、8月豪雨により被害を受けた米や大豆の次期作の種子代等やアスパラガスなどの生産回復のために必要な薬剤、肥料代に対して県の補助に加えて町が10分の1の補助を行い、営農再開を支援するものです。

13ページをお願いします。

款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の6. 施設整備費、節の14. 工事請負費の小学校複合遊具改修工事1,738千円は、今年の10月に岡山県で保育園児が遊具の隙間に首が挟まるという事故を受けて小学校の複合遊具を点検したところ、同様な危険性がある箇所がございましたので、危険箇所を取り除くための改修工事となっております。

そのすぐ下、小学校特別支援学級間仕切り設置工事3,000千円は、来年度、現在9クラス ある特別支援教室が10クラスとなる可能性があり、既存の教室を分ける必要があるため、今 年度中に予算化を行い、受入れ体制を整えるものです。 少し飛びまして、16ページを御覧ください。

款の11. 災害復旧費、項の1. 農林水産施設災害復旧費、目の1. 農林施設災害復旧費、 節の14. 工事請負費の農林施設災害復旧工事5,560千円は、大雨等で被害が発生した水路の 復旧工事を行う予算となっております。

同款、項の2.公共土木施設災害復旧費、目の1.公共施設災害復旧費、節の14.工事請負費の公共土木施設災害復旧工事14,555千円は、大雨等で被害が発生した河川及び公園の復旧工事を行う予算となっております。

以上で議案第55号 令和3年度上峰町一般会計補正予算(第8号)の補足説明を終わります。私のほうからは以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

〇議長(中山五雄君)

ほかに補足説明はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

ないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

(「議長、緊急動議をお願いいたします。内容につきましては、暫時休憩をお願いするものでございます。よろしくお願いをいたします」と呼ぶ者あり) 暫時休憩する理由は何ですか。

〇7番(吉富 隆君)

もう皆さん御案内と思いますが、議事録発言削除の7件の問題でございます。よろしくお 願いをいたします。

〇議長(中山五雄君)

ただいま吉富隆君から会議録発言取消しの件について暫時休憩することの動議がありました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

異議なしということで――武廣町長、どういうことですか。

〇町長 (武廣勇平君)

ちょっとよく分からないものですから、我々執行部には御案内のとおりとおっしゃいましたけれども、もう少し詳しい説明をいただきたいと思っております。

今、議事の進行中でございまして、その中で、この執行部の時間、議会との審議の時間を 動議によって休憩を設けるということで、御案内のとおり議事録発言7か所の削除と言われ ましても、傍聴者はおろか、執行部にもさっぱり理由が分からないものですから、もう少し 丁寧な説明をお願いしたいと思っております。

〇7番(吉富 降君)

確かに町長さん申し訳ございません。説明不足でございました。

御案内と申し上げたのは議会議員の方のことでございますので、私から訂正をさせていた だき、申し訳なく思っておるところでございます。それでよろしゅうございますか。

〇町長 (武廣勇平君)

もしそのような状況でこの審議を妨げるということであればとんでもない話だと思います。 今、議員の中での、議会の中での問題があって、執行部との審議に応じていただいているこ の審議のさなか、時間を設けて審議をストップする理由には当たらないと思いますが、いか がでしょうか。

〇7番(吉富 隆君)

私は正当だと思っております。動議をかけるのは議員の立場からできます。だから、暫時 休憩をお願いしておるところでございますので、御理解をいただきたいと。

〇町長 (武廣勇平君)

私、ちょっと休憩をいただくどころか、この審議には応じられません。こういったことが成り立つなら議会終了後にやっていただければいいと思いますが、我々執行部に落ち度はなく、議会の皆様方で何か案件があるからこの審議を止めるということは執行部の無駄な時間を費やすということになります。職員も課長級おろか、副課長、あるいは控室に職員が待機しておりまして、皆さん住民サービスの提供のために公の全体の奉仕者としてこの時間を割いて参っております。1日当たり、以前の試算では600千円以上の経費がかかっております。ぜひそのことを念頭に置いて、審議においての問題点があれば休憩等は必要だと思いますが、もし個別のですね、我々執行部に関係のない話で審議をストップされるというのであれば、私はそれには異議を申し上げたいと思います。

〇7番(吉富 隆君)

大変行政には御迷惑がかかることと私は承知の上で、議会のルールにのっとって暫時休憩を要請することは議会からできるはずなんですよ。そういうことを念頭にお願いをしているわけですから、行政から私に質問要請を受ける立場には私はないと思っております。大変行政には迷惑かかるのが百も承知です。今までもそういうふうなことでは議会は運営上、通ってきていますから、何で今回だけはそのような意見が出るのか、私は理解できません。

〇町長 (武廣勇平君)

私の勉強不足かもしれませんが、どの根拠に基づいてこの審議をストップされるのか、それをお伝えいただいて、しばし時間をいただいて執行部のほうに報告をしていただければ、それによって理解をすることになるかもしれませんが、私の理解では、執行部とこの協議の中で時間を設けて議事の日程を設定し、必要な時間を設けておいての審議を妨げるようなも

のでないのではないかと。要するに、この議会が終わってから対処していただくか、あるい は本日終了後対処していただくかということがなければ、私どもとして、これまで行われて きたと言いますが、議場でのやり取りで問題点があった、あるいは町政全般に関する執行部 等に問題があったことでの審議のストップはあり得ると思いますけれども、ちょっと理解が できませんので、私のほうも暫時休憩をお願い申し上げさせていただいて、その理由をぜひ ちょっと提案者からいただきたいというふうに思います。

〇議長(中山五雄君)

ちょっと待ってください。今、町長から発言がありましたが、暫時休憩は議員としてのね、 議会中で出すことはできます。これは何ら違反でもありません。議会の中での話であって、 議事録というのは議会での中の話であって、その話合いを、要するに会議録の発言取消しが あったということで、その分の協議をするということで暫時休憩願が出ておりますから、そ の話合いをしてから、その後に説明は協議をした後にやります。

〇町長(武廣勇平君)

今、議長からお聞きをいたしました会議録発言の取消しがあったんですかね。私どもがそれを承知しておりませんで、会議録発言の取消しがあって、提案者からその発言取消しの7か所についての修正、あるいは問題点というものがこのオープンな議会の場であったということでお聞きをいたしました。より詳細な提案者からの状況について御説明をいただき、それに諾とすれば私どももその審議のストップに応じるべきだと思いますが、ちょっとよく分からなかったわけですよ、先ほどの提案者の御発言の趣旨が。それをもう少し休憩期間に私、執行部全体に御説明をいただきたいということでございます。

〇議長(中山五雄君)

今、町長からちょっと自分たちは、執行部は分かりづらいということで質問がありましたが、この暫時休憩をして話合いをした結果に執行部との話合いもやります。で、こうこうこういう内容ですということで、それで今後進めていきたいという話をやっていきたいと思っておりますから、ちょっと今のところ、今、吉富隆議員のほうから会議録の発言取消しというだけしか出ておりませんから、内容については暫時休憩のときに詳しく出るんじゃないかなと思っております。

いうことで、異議なしということがありましたので、ここで暫時休憩をしたいと思います。 暫時休憩します。休憩。

午前10時41分 休憩午後4時45分 再開

〇議長(中山五雄君)

再開いたします。

会議を再開いたします。

お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合によって延長したいと思いますが、皆さ ん御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。 お諮りいたします。ここで暫時休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

異議なしと認めます。したがって、これから暫時休憩をします。休憩。

午後4時46分 休憩午後7時50分 再開

〇議長(中山五雄君)

再開いたします。

会議を再開いたします。

ただいま吉富隆議員のほうから上峰町議会副議長の不信任決議案取下げ申出書が提出されました。この件についてはこれで終わります。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。 これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。大変お疲れさんで した。

午後7時51分 散会